

サラリーマンの資産形成に税の優遇措置を優先活用 -節税分を運用益と考えると実感できる税金の重み-

資産形成をする過程で、思いのほか重しとなるのが税金です。いわゆるサラリーマンにとって税金は給与から天引きされるので、税金をいくら納めているという実感は薄いものです。たとえ給与の全額を貯蓄したとしても、すでに所得税や住民税が支払われた後の金額になっています。今回は、資産形成において利用したい税の優遇措置を見ていきます。

定期預金にも2度の税金

資産形成を考える際には、まず定期預金から始める方が多いのではないのでしょうか。元本割れの心配もほとんどありませんし、自動継続すれば複利効果も期待できます。安心、安全な貯蓄方法と言えるでしょう。

しかし、1度目の満期を迎えたとき、すでに2度の税金を負担しています。1度目は、預金のための資金を得るとき、つまり、サラリーマンであれば給与として受け取るときに、所得税と住民税が差し引かれています。税額は収入やその他条件により異なりますので（図表1）、各種控除を考慮に入れず大まかに言うと、30万円を定期預金にするために、課税前所得では35万円が必要になるイメージです。

2度目の税金は、定期預金の利息にかかる税金です。利息を受け取る度に税金が差し引かれていきます。現在、定期預金の利率は0.01%程度なので、利息も複利効果もあってないようなものかもしれません。

市場参加の促進から資産形成の後押しへ

年金や運用益を含め、すべての所得には原則として税金がかかっています。そこから、条件により非課税となったり、税率を軽減したり、あるいは、課税対象から外すといった措置がなされています。

現在、個人が資産運用する際には、譲渡益、配当等について、東日本大震災の復興特別所得税も上乗せされ、20.315%の税金がかかります。

2013年までは個人投資家の積極的な市場参加を促すために上場株式等の譲渡益課税に10%という軽減税率が適用されていました。のちに2013年12月31日をもって廃止され、代わって少額投資非課税制度（NISA）が導入されました。市場参加の促進から、資産形成の後押しに政策の狙いが定められ

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

図表1 所得税の税額表

| 課税所得金額 | 税率 | 控除額 |
|-------------------|-----|------------|
| 194.9万円以下 | 5% | 0円 |
| 195万円～329.9万円以下 | 10% | 97,500円 |
| 330万円～694.9万円以下 | 20% | 427,500円 |
| 695万円～899.9万円以下 | 23% | 636,000円 |
| 900万円～1799.9万円以下 | 33% | 1,536,000円 |
| 1800万円～3999.9万円以下 | 40% | 2,796,000円 |
| 4000万円以上 | 45% | 4,796,000円 |

（出所）国税庁の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

たと言えます。

税率20.315%の重み

少額投資非課税制度（NISA）は、株式や投資信託などの金融商品で資産運用を考える際に利用できる制度です。年間120万円の枠があり、5年間にわたり運用益が非課税になります。

例えば、通常の課税口座で120万円を運用し、年利3%の分配金を受け取る場合、評価額が変わらないと仮定すると1年間で税金7,313円（120万×3%×20.315%）が控除された残り28,687円を受け取ることになります。一方、NISA口座で運用した場合は全額36,000円を受け取ることになります。

各年のNISA枠は5年間有効ですので非課税で投資できる元本は合計600万円までとなります。6年目以降は課税されることとなりますが、新たな非課税投資枠に全額繰り越すこと（ロールオーバー）もできます。このとき、評価額が120万円までという制限はありません。ただし、ロールオーバーには事前の手続きが必要となります。



ロールオーバーの手続きをとらなかった場合には、非課税期間終了後、自動的に課税口座に移管され、その時点での時価が取得価格とされます。したがって、その後の運用損益は移管された時点での評価額を基に計算されることとなります。

また、NISA口座では利益が出たときには非課税になる一方、損失が出たときには、課税口座との損益通算や損失繰り越しなどの対象とはなりません。

非課税口座で積立投資も可能

非課税で積立投資をするための「つみたてNISA」という制度もあります。前出のNISAと異なり、年間40万円まで利用でき、非課税期間は20年ですので、投資枠は最大で800万円になります（図表2）。また、投資できる金融商品は、金融庁に認められた一定の投資信託となります。

なお、NISAとつみたてNISAの併用は認められておらず、どちらかを選択することになります。

1粒で3度美味しい？ 確定拠出年金

確定拠出年金という言葉聞いたことがあると思います。しかし、ご自身には関係のないものとして素通りしているサラリーマンも多いのではないのでしょうか。確定拠出年金には、会社が導入する企業型確定拠出年金（DC）と個人が加入する個人型確定拠出年金（iDeCo）の2種類があります。法改正により、確定拠出年金に加入できる機会が広がりました。

確定拠出年金には、ここまで見てきた金融商品と大きく異なる点があります。それは、拠出金が所得から控除される点です。前述の定期預金の例で言うと、課税前所得の35万円が全額定期預金になるイメージです。この5万円を利息と考えると、税金の重さが実感できるのではないのでしょうか。ただし、DCの場合、所得が減る分、社会保険料にも影響する点、またiDeCoの場合、所得税控除を受けるためには確定申告が必要となる点を知っておきましょう。

図表2 NISAとつみたてNISAの概要

| | NISA | つみたてNISA |
|------------|-------------|----------------|
| 非課税投資枠（年間） | 120万円 | 40万円 |
| 非課税期間（最長） | 5年 | 20年 |
| 非課税投資枠（最大） | 600万円 | 800万円 |
| ロールオーバー | 可 | 不可 |
| 投資できる商品 | 株式・投資信託等 | 金融庁が定めた一定の投資信託 |
| 投資可能期間 | 2014年～2023年 | 2018年～2037年 |

（出所）金融庁の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

受け取るときにも税の優遇措置

2度目の美味しさは、運用益について非課税になるという点です。リスクをとりたくない場合は定期預金等の元本保証型商品を利用することもできます。

3度目の美味しさは、給付を受ける時です。確定拠出年金は、10年以上加入した場合に、原則として60歳以上で受給できます。

受給の方法は主に3通りあります。「年金」として受給する場合は、公的年金と同様の税金優遇制度があります。また「一時金」として70歳までの任意のタイミングで全額を受け取ることもできます。その場合には、税法上の退職金という扱いになりますので、退職金控除に含めることができます。金融機関によっては「年金と一時金」を組み合わせることも可能です。

サラリーマンこそ、税の優遇制度を活用したい

昨今の税制改正に目を向けると、2018年の配偶者控除の改正に続き、2020年からもサラリーマンを対象とした増税が予定されています。

勤務する会社にDCがあり、役職員が事業者の掛け金に上乗せ拠出できる「マッチング拠出」制度が採用されている場合には利用する価値が大きいと言えます。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



図表3は、サラリーマンがiDeCoに加入できるかどうか確認するためのチャートです。会社に企業年金とDCがあっても、「マッチング拠出」が認められていない場合には、サラリーマンでもiDeCoに加入できることがわかります。

iDeCoはデメリットとのバランスにも留意

サラリーマンに限らず、iDeCoへの加入を検討する際、考慮したい点があります。DCは企業が加入するため、手数料を企業が負担する一方、iDeCoは個人で加入するため、手数料も個人で負担することになります(図表4)。そのため、手数料が節税の恩恵を打ち消してしまうことがあります。

また、月々の拠出できる金額に上限がありますので、節税分と手数料を天秤にかけて検討する必要があります。積立年数と積立額が多いほど、非課税効果が大きくなりますので、早く始めるほど、恩恵が受けられると言えます。また、iDeCoは、前述のとおり、確定申告の手続きにより税控除を受けられることになる点に留意が必要です。

*金融機関への手料金は各金融機関により異なることがあります。加入時や受取時にも手数料がかかります。

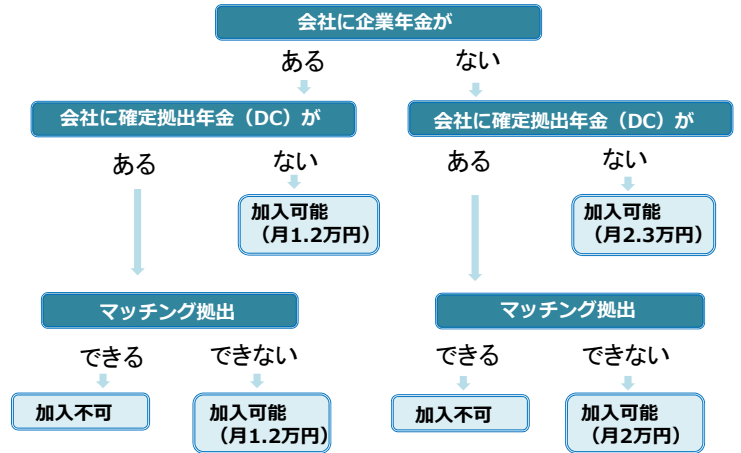
受け取り方を工夫することで利点を大きく

DC、iDeCoともに、確定拠出年金を年金で受け取る場合には最長20年と限りがあります。しかし、確定拠出年金で終身年金保険を購入し、亡くなるまで受け取るという工夫もできます(ただし、終身年金保険の取扱いの有無は金融機関により異なります)。

また、70歳まで運用のみ継続すれば、非課税効果が大きくなる可能性があるほか、20年に分割して90歳まで受け取ることで、長生きリスクに備えたり、あるいは、一括受給すれば、その時点で退職所得控除を利用することができます。

反対に、確定拠出年金を公的年金受給までのつなぎとして先に受け取るという利用方法もあります。

図表3 サラリーマンのiDeCo加入資格



(注) 括弧内の金額は上限額
(出所) 厚生労働省等の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

図表4 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の概要

| | iDeCo |
|------------------|--|
| 非課税投資枠 | 14万4000円~81万6000円 (年額) |
| 非課税期間 (最長) | 原則60歳まで (70歳まで繰下げ可能) |
| 非課税対象 | 所得税・住民税、運用益 |
| 受取時の税制 | 公的年金控除 (年金) / 退職所得控除 (一時金) |
| 投資できる商品 | 一部の投資信託、預金、保険 |
| 資産の引出し | 原則60歳まで引出し不可 |
| NISA/つみたてNISAと併用 | 可能 |
| 主な手数料 | 申込時: 国民年金基金連合会への手数料 運用期間中: 国民年金基金連合会、事務委託先金融機関、運営管理機関への手数料 給付時: 事務委託先金融機関への手数料 納付が認められず還付された場合: 国民年金基金連合会、事務委託先金融機関への手数料 投資信託で運用する場合: 信託報酬 |

(出所) 国民年金基金連合会等の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

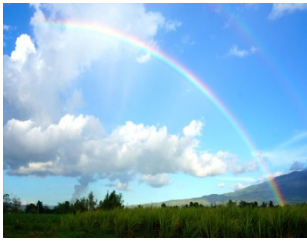
今回見てきたNISA/つみたてNISAと確定拠出年金 (DC/iDeCo) のいずれも、節税効果が期待できる一方、投資額に制限があります。特にiDeCoについては、節税分が手数料に見合うか等、ご自身に適しているかを見極めることが大切です。

各制度のメリット、デメリットをよく理解した上で、併用するなど、税の優遇措置のある投資手段を優先的に利用して資産形成に活かしてみたいかがでしょうか。

以上 (作成: 投資情報部)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書 (交付目論見書) をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



皆様の投資判断に関する留意事項（2019年5月末時点）

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）
 - お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
 - お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担
：純資産総額×実質上限年率1.991088%（税抜1.8436%）程度
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料**
- **監査費用**：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）
※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。
（監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社
事 業 内 容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
登 録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号
加 入 協 会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）